

令和8年度第1回旭川市 GX 懇談会 会議録

日 時	令和8年5月28日（木）午後6時30分～午後7時30分	
場 所	旭川市第二庁舎3階 会議室3C（旭川市7条通10丁目）	
出席者	参加者	8人 大沼氏（古川氏代理）、加藤氏、近藤氏、須田氏、寺島氏、三本氏、宮本氏、森田氏
	外部関係者	2人 阿彦氏（オブザーバー）、山岸氏（オブザーバー）
	事務局	2人 経済部（安富 GX 担当課長、堺井補佐）
会議の公開・非公開の別	公開	
傍聴者	なし	
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 報告・説明 ガイドライン、ゾーニングマップ、条例等について 3 意見交換等 4 その他 5 閉会 	
会議資料	<配付資料> ・資料1 旭川市 GX 懇談会参加者名簿 ・資料2 旭川市 GX 懇談会開催要綱	

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3 ゾーニングマップ ・資料5 ガイドライン ・資料6 条例 	
議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	
2 報告・説明	説明者	(資料について説明)
3 意見交換等	<p>進行役</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p> <p>参加者</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p> <p>参加者</p> <p>事務局</p>	<p>説明について質問等はあるか。</p> <p>ガイドラインに良好な景観の保全とあるが自然環境の保全も入れるべき。</p> <p>対応する。</p> <p>ゾーニングマップについて促進区域が少ないというのが率直な感想。今後条例、マップの見直しの可能性は。</p> <p>今後、運用し、必要に応じて見直しを検討する。</p> <p>ガイドラインの事業フローに住民の理解・同意が得られなければ事業を進められないことになっているが、住民の理解・同意を得たか否かの判断基準は。</p> <p>住民の理解・同意が得られない場合、どう対応するのか。</p> <p>例えば、事業者による住民説明の範囲がある町内会の範囲と一致する場合、当該町内会に属する世帯の過半数に当たる世帯の代表者が説明会に出席し、出席者の3分の2以上が事業の実施に賛成したとき、住民の理解・同意が得られたものとするなど、一定の基準を示し運用する。</p> <p>また、ガイドラインには法的拘束力がないため、任意とはなるが、事業者に対し、住民の理解・同意が得られるよう、見直しなどを求めていく。</p> <p>事業者の報告をそのまま容認することがないように確認すべき。</p> <p>住民説明会に出席するほか、現地確認などを行っていく。</p> <p>外国人の観光客が増えている。その視点で観光スポットからの景観調査は実施したのか。</p> <p>昨年度（令和7年度）の景観調査は、そのような視点で行</p>

		<p>っていないが、事業者が観光スポット近辺での事業実施を計画している場合には、事業者に対し、計画している事業が生活環境や自然環境に及ぼす影響のみならず観光に及ぼす影響についても、多角的に調査を実施するよう求めている。</p>
4 その他	<p>進行役 事務局</p>	<p>事務局から何かあるか。</p> <p>本日の意見を反映したゾーニングマップ案及びガイドライン案について、6月中旬からパブリックコメントを実施する。なお、懇談会終了後、ご意見などがある場合には、事務局にお伝えいただきたい。</p>
5 閉会	事務局	